

1. 議事日程

〔平成25年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

平成25年10月 1日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第62号 安芸高田市子ども・子育て会議条例
- 日程第3 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 認定第1号 平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第12号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第13号 平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第17 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書について
- 日程第18 発議第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について
- 日程第19 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番 秋田雅朝 15番 藤井昌之

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修	代表監査委員	木原張登
監査委員事務局長	神岡眞信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利



午前10時00分 開議

○塚本議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、教育委員長より、平成24年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価についての報告がありました。
第2点、監査委員より、平成25年度8月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。以上、それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

○塚本議長 以上で諸般の報告を終わります。
以上をもって諸般の報告を終わります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。
議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
本日の会議の運営につきまして、去る9月24日に、議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。
追加案件となる、「発議第6号」及び「発議第7号」の2件の取り扱いについて、協議を行い、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を行います。
以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において14番秋田雅朝君、及び15番 藤井昌之君を指名いたします。



日程第2 議案第62号 安芸高田市子ども・子育て会議条例

○塚本議長 日程第2、議案第62号「安芸高田市子ども・子育て会議条例」の件を議題といたします。
本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

○児玉文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

文教厚生常任委員会の報告をいたします。

平成25年9月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

付託された1議案につきまして、9月18日に委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第62号「安芸高田市子ども・子育て会議条例」は、平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て支援法」第77条において、子ども・子育てに関する審議会その他の合議制の機関を設置することが努力義務として課されていることから、条例を制定し「安芸高田市子ども・子育て会議」を設置するものです。

委員より、「保育所、幼稚園、認定こども園などの利用定員を決定する際に、子ども・子育て会議に意見を聞くとのことだが、法の規定によるものか。」との質疑があり、執行部より、「利用定員については、今まで会議において諮ることはしていなかったが、地域のニーズを反映した適正な定員に定めるという意味で、子ども・子育て支援法の中で初めて規定されたもの。」との答弁がありました。

また委員より、「法では会議の設置に努めるとなっており、義務付ではないが、今回設置される理由は。」との質疑があり、執行部より、「この会議には法が求める、地域のニーズに基づく施設整備等の事業計画の樹立と、その後の進捗状況の審議等を行う機能を持たせる予定であり、その際、保護者等の意見をしっかり反映できるよう条例により設置することとした。」との答弁がありました。

また、委員より「会議の構成メンバーはどのように考えているか。」との質疑があり、執行部より、「会議のメンバーについては、保護者の方の意見を反映するために、子育てサークル、保育所の保護者会、小学校PTA連合会からの推薦、並びに、保育所、幼稚園、児童クラブ等の子ども・子育て支援事業を運営する組織の方などで、おおむね15名程度の構成を考えているが、今後具体的に詰めていきたい。」との答弁がありました。

慎重に審査をし、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。

○塚本議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第62号「安芸高田市子ども・子育て会議条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第3、議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 総務企画常任委員会からの報告をいたします。

平成25年9月10日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のありました議案について、9月19日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤特別職に新たに「社会福祉法人指導監査専門員」及び、「子ども子育て会議委員」を加え、その報酬等について決めるものであります。

『社会福祉法人指導監査専門員』については、第2次地域主権改革一括法の関係で、平成25年4月1日より、社会福祉法人の監督権限が県から市へ法定移譲されることとなりましたが、市単独では専門的な職員の配置が困難なため、県の支援のもと、「公認会計士」及び「社会保険労務士」を、『社会福祉法人指導監査専門員』として外部から任用し、指導監査に当たらせるためのものであります。

委員より、『条例に、「報酬の額は予算の範囲内で市長が別に定める」とされているのはなぜか』との質疑があり、執行部より、『報酬の額は、各市で県の要綱を準用することとしており、公認会計士・社会保険労務士、ともに日額1万9,600円としているが、この県の定めた金額については見直しが行われることがあるため、条例の表現としては「予算の範囲内で市長が別に定める」とさせていただいた。』との答弁がありました。

また、委員より、「公認会計士・社会保険労務士については、それぞれ、どの様な勤務内容で、どの程度の勤務日数を見込んでいるのか。」との質疑があり、執行部より、「公認会計士には法人の会計経理につい

での監査を、社会保険労務士には、法人運営に係る労務管理の指導監査を行っていただく。本市の社会福祉法人は7法人あり、2年に1度監査を行うため、本年度は4法人が対象となっている。」との答弁がありました。

子ども子育て会議委員については、本定例会に、議案第62号として上程されております、「安芸高田市子ども子育て会議条例」に関連し、同会議の委員の報酬について、安芸高田市の各種審議会・委員会の例に鑑み、日額報酬を7,000円と定めるもので、委員より、「年間どのくらいの日数を想定しているのか。」との質疑があり、執行部より、「今年度の回数は、3回を見込んでおり、人数は16名の報酬を予算計上している。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査し、採決した結果、本案については、原案のとおり可決するべきであると決しました。以上、報告といたします。

○塚本議長 以上をもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|------|-------|---------------------------------|
| 日程第4 | 認定第1号 | 平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 | 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第3号 | 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 | 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第5号 | 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第6号 | 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算 |

- の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第12号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第13号 平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○塚本議長 日程第4、認定第1号「平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第16、認定第13号「平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 審査報告をいたします。

今定例会の初日におきまして、本常任委員会に付託されておりました、認定第1号から認定第13号までの、平成24年度一般会計、11の特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員会の審査経過と結果を報告いたします。

付託のあった13の認定案件につきまして、9月24日から26日までの3日間、予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、24年度の歳入歳出予算執行状況を総合的に確認し、事業効果と行政効果を慎重に審査いたしました。

平成24年度の決算規模は、一般会計・特別会計を合わせた総額が、歳入において377億9,239万7,000円で、前年対比13.0%の増であります。歳出において、361億4,387万5,000円で、前年対比12.9%の増となっております。

24年度決算の特徴として、普通会計の歳入において、地方債の額が、前年度より36億630万円増加しておりましたが、これについては、光ネットワーク整備事業と葬斎場施設整備事業等の実施により、合併特例債が30億9,240万円増加したことによるものであります。

また、性質別の歳出においては、普通建設事業費の総額が、前年度より40億6,653万円増加しており、これについても、光ネットワーク整備事業と葬斎場施設整備事業等の実施によるものであり、いずれも新市建設計画による大型建設事業の実施がピークを迎えたことなどが要因とな

っておりました。

審査の中で出された特徴的な質疑等と答弁は次のとおりであります。

一般会計につきましては、総務部所管において、委員より「財産台帳管理システムを全庁使用開始するとあるが、これによりどのような効果があるか。」との質疑があり、執行部より、「各部署で管理している財産を全体的に見通すことにより、類似施設や利用の状況が明らかになる、また、老朽化したものなどを全体的に見通すことで、総括的に利用できるもの、不要といえるもの、譲渡できるもの等、全庁的に見渡すことができる。」との答弁がありました。

企画振興部の所管においては、委員より「無線アクセスが25年度で全て終了するが、既存の無線機器や無線アクセスの基金はどのようにするのか。」との質疑があり、執行部より「無線アクセスについては、25年10月以降光ネットワークに移行する。既存の機器等の撤去は25年度中の撤去を考えているが、Wi-Fi（ワイファイ）等で有効活用できる手段があればその方法を模索したい。基金は今年度末で廃止し、残余金については光ネットワーク設備管理運営基金へ移行し、有効活用したい。」との答弁がありました。

市民部の所管においては、委員より「法人税が23年度と比べて約7000万円ふえているが、この原因は。」との質疑があり、執行部より「一番大きなものは法人税の修正申告で、過去3年にさかのぼって約3,000万円の納付があったことである。その他については、昨年は軽減税率等で、特に軽自動車がよく売れているため、自動車関連の会社がよくなったのではと推測している。」との答弁がありました。

福祉保健部の所管においては、委員より「私立保育園運営事業について、定員240名に対して272名となっていること、及び他の公立保育園の定員割れの問題について。」説明を求めたことに対し、執行部より「人口が多い所にある地理的な理由と、公立保育園の法による11時間の保育に対して、私立保育園によって取り組んでいる延長保育の違いがあり、保護者の勤務状態等の関係から私立の入所がふえていると考えられる。」との答弁がありました。

また、委員より「保健センターの運営事業について、施設が老朽化している課題に関して今後の方向性は。」との質疑があり、執行部より「保健センターの老朽化状況調査を25年度当初予算に計上しており、2カ所程度調査をしたいと考えている。」との答弁がありました。

産業振興部の所管においては、委員より「神楽門前湯治村の入湯税や未来創造事業、委託料を含め6,000万円以上を投入して事業をしながら、当期利益が500万円程度で上がっていない中で、役員報酬や賞与が上がっている状況は、株主としてどう評価しているのか、当期の決算書をチェックして抜本的な見直しが必要ではないか。」との質疑があり、執行部より「単体で神楽門前湯治村だけ捉えると難しい面もあるが、神楽門前湯治村を通じて市の文化である神楽を全国、県内等に幅広く情報発信

できる一つの舞台として、全体的な観光客の誘客誘引するための手段として、市にとって重要な施設であると捉えている。役員報酬等の関連の費用については、今後、神楽門前湯治村と十分協議をし、必要な指導等を行っていきたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より「耕作放棄地対策事業の仕事目標で、耕作放棄地8ヘクタールの減少を目指すと掲げているが、実際どれだけ減少しているか。」との質疑があり、事務局より「昨年度は合計で8.18ヘクタール、およそ8ヘクタール余りの遊休農地が解消できたのではないかと思っ

ている。」との答弁がありました。建設部の所管においては、委員より「市営住宅の使用料の滞納について、徴収はどういった体制がとられているか。」との質疑があり、執行部より「本人が払わない場合は、23年度から行っている連帯保証人への通知、催告、納付指導について、電話催告、訪問等を重ねていく中で取り組みを進めていきたい。」との答弁がありました。

教育委員会の所管においては、委員より「学力向上推進事業において、小学校の学習補助員が減員となっているが、現場の教員に負担がふえるなどの影響はないのか。」との質疑があり、執行部より「24年度から、学級の数等による配置基準を定めて配置を行ったため補助員の人数は減っているが、成果は出ており影響ないものとする。」との答弁がありました。

特別会計につきましては、介護保険特別会計において、委員より「報告書の課題にある高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らせるようにとは、イメージとしてどういう形を捉えているのか。」との質疑があり、執行部より「高齢者や障害者が病気やひとり暮らしになっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようなシステム、『地域包括ケアシステム』を構築するために、介護と医療の連携した取り組みを行うよう、着々と準備を進めている。」との答弁がありました。

水道事業においては、委員より「赤水対策として坂巻浄水場のろ過機を更新しているが、この施設の耐用年数は何年の見通しであるか。」との質疑があり、執行部より「施設は、減価償却の考え方で60年である。」との答弁がありました。

採決にあたっては、付託された13件の認定議案について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断され、全て認定すべきものと決定いたしました。

今後も、効率的な行政運営がなされ、「主要施策の成果に関する報告書」において出されている課題が来年度の成果に加えられることを望み、予算決算常任委員会の報告といたします。

○塚本議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより、本13件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、認定第1号「平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件を一括して、起立により採決いたします。
本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本13件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本13件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

○塚本議長 日程第17、発議第6号「地方税財源の充実確保を求める意見書について」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 発議第6号「地方税財源の充実確保を求める意見書について」、提案理由の説明を行います。

本定例会・会期中の総務企画常任委員会における審査案件「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」の件を、9月19日に委員会を開き、慎重に審査した結果、採択といたしました。

この意見書の提出については、本市議会も加盟しております、「全国市議会議長会」からの要請によるものであります。「全国市議会議長会」では、先に開催された定期総会において、「地方税財源の充実確保に関する決議」を行うとともに、各委員会において、政府・関係機関に対し、強力に実行運動を行ってきたところであります。今後も、地方税財源の充実確保を最重点要望事項として取り組む方針とされており、このたび、各市議会においても、意見書提出の取り組みを求めるものであります。社会保障関係費の増加など、財政需要の増加や、地方税収の低迷等により、地方財政は大変厳しい状況が続いております。住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が必要不可欠であることは、申し上げるまでもありません。よって、政府関係機関に対し、「地方交付税の増額による一般財源総額の確保」と、「地方税財源の充実確保」を求める意見書を提出すべく発議するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由

の説明といたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、発議第6号「地方税財源の充実確保を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方
の財源確保」のための意見書について

○塚本議長 日程第18、発議第7号『「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について』の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 発議第7号『「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について』、提案理由の説明を行います。

本定例会・会期中の産業建設常任委員会における審査案件『「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について』について、9月20日に委員会を開催し審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択をいたしました。

陳情の趣旨は、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であり、恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であるとするものです。

よって、この陳情を踏まえ、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みを構築することを求める意見書を政府関係機関に対し、本市議会として提出すべく発議するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、発議第7号『「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について』の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査の件について

- 塚本議長 日程第19「閉会中の継続調査の件について」の件を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて平成25年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員